

Title	農業経営に於ける家族労働と雇傭労働
Sub Title	
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1943
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.37, No.10 (1943. 10) ,p.887(1)- 912(26)
JaLC DOI	10.14991/001.19431001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19431001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大學教授 及川 恒忠 譯 錢端升著「民國政制史」

最近支那政治制度

上 A5六三四頁
價八圓三五錢
冊送料 四五錢

本書は、南京中央大學教授錢端升著「民國政制史」上巻に就き、原書の脱字、誤植をも考究の上訂正し、文意明瞭を缺く法文的叙述は支那法文を照合して努めて判然たらしめた眞に文字通りの完譯である。原書は「大學叢書」の一冊で、辛亥革命以後、中華民國二十五年間の汎ゆる制度を取り上げ、官文書・公報の類は元より新聞雜誌に至る迄博搜の手を擴げて、複雑萬狀を極めた政制の總てを網羅せるが故に、民國支那の行政問題の研究を志す人士、或は現代支那の國家機構を系統的に識らんと欲する人士の座右に缺くべからざる書である。

内容要目 臨時政府時代……臨時約法時代……新約法時代……法統爭執時代
……法統放棄時代……初期の國民政府……近年の國民政府……既往國會民國二
年の憲法起草委員會……中略……民國二十六年の國民大會

慶應出版社

一九七二(45)田三話電
〇八一八五一東京總機

區芝都京東
一ノ二四三

三田學會雜誌 第三十七卷 第十號

農業經營に於ける家族勞働と雇傭勞働

小池 基之

わが國の農業經營は家族勞働を中心として營まれてゐるといふことはもはや改めていふまでもないことである。家族勞働を中心とするといふことは農業經營と農家經濟とが「農家」に於いて合一、統合されてゐるといふことである。こゝでは農民の消費生活は同時に勞働力の維持存続であり、農家の生産活動は同時に勞働力の消費過程に外ならない。このやうな場合には、作業の強度の増大と作業時間の延長とは自主的に行はれ、かつ自己の努力と勤勉とが直接に收量の増加となつて示されてくるので、その經營は一層勞働集約的に行はれる。農業技術の發達も、直接的な作業行程についていへば、勞力を節約するよりはむしろ、土地の「生産性」を増大する方向に、向けられたのであつた。また、勞働力の消費と維持存続が生産と生活の合一體として同一農民經濟の内部で行はれる限り、農業生産の基準は生活費の獲得といふ點におかれる。農家の収入が家族農業者の勞賃に相當するものと觀念されるのはこ

農業經營に於ける家族勞働と雇傭勞働

(八八七)

の意味に於いてである。かくして農民經濟に於いては、農産物の價格變動は生産費の面に於いてではなく、生活費の面に於いて調整されるといふ傾向がみられるのである。

*この點については拙著「水田」一一五頁以下参照

しかしながら、わが國の農業經營が家族労働を中心として營まれてゐるといふことについては、なほ若干言を加へなければならぬ。もともと、労働の手段および對象は、技術の水準を一定とすれば、労働に對してつねに一定の比率をもつてゐる。そこで、わが國の農業經營が一般に家族労働を中心として營まれてゐるといふことは、その反面に於いて、一定の耕地面積と家族労働量との不調和は、雇傭労働に依存するか、あるひは副業なり兼業なりを農家經濟にとり入れることによつて自家労働の對象化をはかるかによつて匡正されてゐるといふことをさまたげるものではない。いな、わが國の農業經營に於いては、耕地面積は嚴密な意味の家族人員と必ずしも密接な相關係を示すものとはいへない。^{*}わが國農家の家族は一方に於いて多くの不在者を出し、そしてこれ等の不在者は、他地方への工業勞務者乃至はその他の出稼といふやうな形で、あるひは雇その他の形としての大規模の農業經營への被傭といふやうな形で、農業經營から離脱してゐると同時に、他方では農繁期にあつて季節雇、日雇等の雇ひ入れが行はれ、または「ゆひ」その他の形で農繁期の労働補充が行はれてゐるのである。このやうな、農業經營が家族労働を中心としつゝも他方に於いてその一部が出稼その他の形で農業經營から離脱し、同時に農繁期に當つて若干の雇傭労働の雇ひ入れを一般の現象とするといふ二重の傾向を同時にもつてゐるといふことは、結局農業生産に於ける低い技術の結果に外ならない。一般に出稼その他の形に於ける、農業家族労働の自己經營外での對象化にその表現がもとめられる農業勞力の「過剩」現象は、單なる生産諸要素の比例的な意味に於いてではなく、農業の低い技

術に、従つてその低い生産性に對していはれるものであつたし、また農業労働の季節性なるものも、結局それが主として手の労働に依存することによるものに外ならなかつたのである。最も顯著な農繁期である麥刈田植期、稻刈麥播期の作業慣行を顧みてみれば、自ら明らかであらう。

^ホ日本労働科學研究所の調査にかゝる山形縣飽海郡北平田村の調査結果によれば、嚴密なる意味の家族人員と耕作面積との相關係係數 $r=0.298$ であるのに對して、不在者を除く家族人員との相關係數 $r=0.558$ であり、更に年雇を含めての労働人員と耕作面積との相關係數 $r=0.8435$ となつてゐる。(「農業労働調査所報告」No.44、昭和十四年一月刊九—一〇頁)。年雇が主として家族労働人員の恒常的補充としての意味をもつてゐることが推測される。

即ち、農業労働が家族労働を中心として營まれてゐるといふことは、全然雇傭労働が用ひられてゐないといふことではない。經營規模の大なる農業經營に於いては雇、年雇が、また規模小なる經營に於いても農繁期には季節雇日雇が雇ひ入れられ、あるひは「ゆひ」その他の協同労働が行はれてゐることは上述の如くである。しかもこれ等の雇傭労働も、血縁的なあるひは地縁的な關係をもつた廣い意味での家族的な色彩をもつものが——勿論その關係は地域的にもその濃淡を異にし、また血縁的な關係が地縁的な關係に移行してゐることからも明瞭であるやうに、漸次稀薄となりつゝあるものではあるが——きはめて多いのである。これはまた雇傭労働の性質の一斑を示すものであらう。

わが國の農業經營に於ける家族労働と雇傭労働との關係は、農林省農務局調査の「農家經濟調査報告」に於いて、農家の農業に投じた總労働時間のうち、家族労働と雇傭労働との割合が前者九六・四九%に對して、後者三五・一%となつてゐるといふことのうちに要約して示されるところである。(次表参照)。

農業經營に於ける家族労働と雇傭労働

自小作別農業労働の構成(農林省調査)

家族労働	總數				從業日數
	時間	稲作	養蠶	其他	
家族労働	五,七五・六六	一,七六・一八	六四四・四九	三,三三・九〇	七三・〇八
雇傭労働	三,二二・二〇(100.00%)	一,一〇・〇一(100.00%)	二,一〇・〇〇(100.00%)	二,一〇・〇〇(100.00%)	三三・五〇
内年雇傭	三・〇九(一四・六六%)	一・四二(一三・一五)	一・〇〇(四・七〇)	一・〇〇(一・七三)	三・七六
季節雇傭	三・一三(一四・五七)	一・五九(一四・〇一)	一・一〇(四・三〇)	一・一〇(一・二七)	八・八四
日雇傭	一〇五・一一(四・五二)	九二・〇〇(四・五八)	一三・一七(七・三六)	一三・〇二(一・五九)	七・〇一
手傳人	五,九七・八六(一〇三・二六%)	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計	五,九七・八六	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計のうち雇傭労働の占むる割合	三三・二%	六・三%	三・〇%	三・三%	

家族労働	時間				日
	時間	稲作	養蠶	其他	
家族労働	五,九二・一三	一,七八・一五	六四四・七九	三,四八・七七	七三・〇八
雇傭労働	二,三三・三三(100.00%)	一,一五・八六(100.00%)	二,一七・七〇(100.00%)	二,一七・七〇(100.00%)	三六・〇一
内年雇傭	二・一八(九・三九%)	一・〇七(九・一七)	一・〇四(四・七六)	一・〇四(一・六三)	三・九二
季節雇傭	一・一五(四・九〇)	一・〇九(九・三〇)	一・〇六(四・九四)	一・〇六(一・七三)	三・〇九
日雇傭	九・九〇(四二・七〇)	九・七〇(八四・一七)	一・〇〇(四・五八)	一・〇〇(四・五八)	〇・九一
手傳人	八・七四(三三・五五)	三・五三(二二・五)	二・〇〇(三・三三)	三・五〇(四・一四)	
總計	五,九二・一三	一,七八・一五	六四四・七九	三,四八・七七	七三・〇八
總計のうち雇傭労働の占むる割合	三九・三%	六・五%	三・一%	三・二%	

(B) 自小作農

家族労働	時間				日
	時間	稲作	養蠶	其他	
家族労働	五,七二・六六	一,八〇・五八	四四四・〇六	三,四七・〇二	七三・〇八
雇傭労働	三,一七・三三(100.00%)	一,一五・八六(100.00%)	二,一七・七〇(100.00%)	二,一七・七〇(100.00%)	三六・〇一
内年雇傭	三・〇九(九・七五%)	一・四二(一三・一五)	一・〇〇(四・五八)	一・〇〇(一・二七)	三・七六
季節雇傭	三・一八(一〇・〇〇)	一・五九(一四・〇一)	一・一〇(四・三〇)	一・一〇(一・二七)	八・八四
日雇傭	九・九〇(三一・二五)	九二・〇〇(七九・一七)	一三・一七(五・九四)	一三・〇二(一・五九)	七・〇一
手傳人	五,九二・六六(一〇三・二六%)	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計	五,九二・六六	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計のうち雇傭労働の占むる割合	三三・三%	六・三%	三・〇%	三・三%	

(C) 小作農

家族労働	時間				日
	時間	稲作	養蠶	其他	
家族労働	五,七二・六六	一,八〇・五八	四四四・〇六	三,四七・〇二	七三・〇八
雇傭労働	三,一七・三三(100.00%)	一,一五・八六(100.00%)	二,一七・七〇(100.00%)	二,一七・七〇(100.00%)	三六・〇一
内年雇傭	三・〇九(九・七五%)	一・四二(一三・一五)	一・〇〇(四・五八)	一・〇〇(一・二七)	三・七六
季節雇傭	三・一八(一〇・〇〇)	一・五九(一四・〇一)	一・一〇(四・三〇)	一・一〇(一・二七)	八・八四
日雇傭	九・九〇(三一・二五)	九二・〇〇(七九・一七)	一三・一七(五・九四)	一三・〇二(一・五九)	七・〇一
手傳人	五,九二・六六(一〇三・二六%)	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計	五,九二・六六	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計のうち雇傭労働の占むる割合	三三・三%	六・三%	三・〇%	三・三%	

(D) 平均

家族労働	時間	稲作	養蠶	其他	日
家族労働	五,八六・八八	一,七六・七〇	五七二・六六	三,四四・六〇	七三・〇八
雇傭労働	三,一七・三三	一,一五・八六	二,一七・七〇	二,一七・七〇	三六・〇一
内年雇傭	三・〇九	一・四二	一・〇〇	一・〇〇	三・七六
季節雇傭	三・一八	一・五九	一・一〇	一・一〇	八・八四
日雇傭	九・九〇	九二・〇〇	一三・一七	一三・〇二	七・〇一
手傳人	五,九二・六六	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計	五,九二・六六	一,八六・一五	六四四・五〇	三,三三・九〇	七四・五八
總計のうち雇傭労働の占むる割合	三三・三%	六・三%	三・〇%	三・三%	

農業經營に於ける家族労働と雇傭労働

農業經營に於ける家族労働と雇傭労働

六 (八九二)

雇傭労働	111.5%	117.5%	125.5%	127.5%	131.0%
年内雇傭	55.0	53.5	51.0	51.5	50.5
季節雇傭	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
日雇傭	103.5	91.5	99.5	96.5	87.0
手傳人	48.0	33.0	33.0	33.0	33.0
總計	601.5	1,201.5	1,350.5	1,350.5	1,350.5
總計のうち雇傭労働の占むる割合	3.5%	6.0%	2.9%	2.9%	2.9%

「農業經濟調査報告」(自昭和十四年三月至昭和十五年二月)昭和十七年三月刊二頁より算出作表。數字は全府縣平均。
 在宅日數加味労働能力單位量(雇傭人を除く)は自作農二・八四人、自小作農三・八〇人、小作農二・九一人、三者平均二・八五人である(同上九頁)。なほ耕作反別は自作農一三・一畝一四歩、自小作農一三・三畝一三歩、小作農二・二畝一三歩平均一・二八畝一三歩である。]

右の表に於いて見られることは、自作、自小作、小作といふ經營の諸條件を一まづ別とするならば、第一に、家族の労働能力單位量が大きく、耕地反別が小となるにつれて、總農業労働量のうち占める雇傭労働の割合は小となるといふこと、(従つて自小作農に於いて雇傭労働の割合は最も大きい)、第二に、雇傭労働のうちでは日雇の形態をとるものが最も重要な地位を占めてゐるが、雇傭労働の總労働量のうち占める割合が小となるにつれて、年の雇の比重が季節雇ならびに日雇、手傳人に、また年雇、季節雇の比重が日雇、手傳人に移行する傾向がみられるといふこと、第三に雇傭労働の割合はその行はれる種目によつて異なり、稲作と養蠶とをとつてみれば、前者の方が

雇傭労働に依存する程度は大きく、また後者が日雇労働を雇傭労働の主流とするのに對して、前者はその他の形態のものが多いとみられるといふことである。例へば年雇形態での雇傭労働が日雇形態とほぼ匹敵する自小作農では、稲作と養蠶に於ける兩者の位置は全く逆になつてゐる。またこの調査にとられた限りで、年雇、季節雇を全然もたない小作農についても、日雇と手傳人の割合は稲作の六五%對三五%に對して、養蠶では八〇%對二〇%といふ關係が示されてゐる。このやうなことは勿論、稲作と養蠶とのうちに含まれてゐる農作業の性質、ならびにそれ等の作業の行はれてゐる經營の諸條件によるものであらう。また以上の推論は耕作地面積と家族の保有労働能力との關係からなされたものであつたが、同じ耕作地面積でも自作と小作とでは條件が異なり、従つて作業の強度も同一であるとはいへない。しかもなほ、以上の傾向は、耕地面積の大小といふ表現のうちに經營のもつ諸條件をもふくめて、一般的な傾向といつて差支へないであらう。しかしそのためにはこれ等の關係についてなほ一層詳細に検討しなければならぬ。

* こゝで年雇とは、一ヶ年以上長期雇傭せらるゝの意志を以て期間を定め、又は定めずして雇傭せらるゝ者を云ひ、(但し雇傭期間が一年以下の短期に終るも年雇と見做すこととされてゐる)、季節雇とは旬又は月を單位として労働を定め雇傭せらるゝ者、日雇とは一日を單位として雇傭せらるゝ者である。また手傳人とは「世帯員以外にして勞賃(現物勞賃を含む)を受けずして労働に従事する者」を指してをり、「ゆひ」労働その他はこゝで手傳人といふ形ではされてゐることを考へられる。

帝國農會の「農業經營調査書」は周知の如く農業經營を「大經營」、「中經營」、「小經營」の三つの範疇に分けて調

農業經營に於ける家族労働と雇傭労働

七 (八九三)

經營規模別農業労働の構成 (帝國農會調査)

經營面積	大經營		中經營		小經營	
	反	人	反	人	反	人
家族雇	125.217	4.0	29.418	4.2	4.902	3.6
家族雇	5.5	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0
家族雇	950.3 (29.4)	38.7 (83.2)	800.3 (94.4)	10.2 (1.2)	26.7 (3.4)	8.1 (1.0)
家族雇	1,478.8 (45.7)	67.4 (6.0)	107.8 (9.6)	26.7 (3.4)	847.3 (100.0)	8.1 (1.0)
家族雇	781.8 (24.2)	14.0 (1.2)	67.4 (6.0)	8.1 (1.0)	847.3 (100.0)	8.1 (1.0)
家族雇	25.4 (0.7)	1.12/9 (100.0)	14.0 (1.2)	8.1 (1.0)	847.3 (100.0)	8.1 (1.0)
家族雇	3,235.0 (100.0)	1.12/9 (100.0)	1.12/9 (100.0)	847.3 (100.0)	847.3 (100.0)	847.3 (100.0)

〔帝國農會「農業經營調査書」(昭和14年度) 2.3.5頁〕

查を行つてゐるが、この三つの範疇別にみた農業労働の構成は、大經營に於いては家族労働二九・四%、年雇労働四九・七%、臨時雇労働二四・二%、中經營に於いてはそれぞれ八三・二%、九・六%、六・〇%、一・二%、まれ小經營に於いては九四・四%、一・二%、三・四%、一・〇%となつてゐる(昭和十四年度)。しかもこれ等經營相互間の經營面積には著しい差異があるにもかゝらず、家族農業従業者は大經營四・〇人、中經營四・二人、小經營三・六人ときはめて僅かの差しか示してゐない。この耕地面積と家族農業従業者数との比率の差は主として年雇によつて埋められてゐることが知られる。即ち、大經營に於いては農業労働の大部分は雇傭労働とくに年雇によつて占められ、農業經營は主として雇傭労働によつて運営せられてゐるところであるが、中經營、小經營に於いては農業労働の殆んどは家族労働であり、雇傭労働はそのきはめて僅かの部分を占めるにすぎない。そして經營面積の増大するにつれて、そこに含まれてゐる雇傭労働の量も増大することが示されてゐる。もつとも大經營に於いても年雇労働が少なからず雇入れられてゐるわけではない。右調査書に於いて調査対象とされた大經營は青森L16、宮城L13、新潟L12、

福岡L7の四戸であるが、(經營面積は二町歩から二五町歩の間にある)、その農業従業者数はL16家族六、年雇なし、L13家族四、年雇七、L12家族二、年雇七、L7家族四、年雇八とつてゐる。即ち年雇が雇傭されるか否かは家族農業従業者数ならびにその經營のおかれてゐる諸條件に依存するわけである。しかしながら、わが國農業の實態からすれば、こゝに所謂「大經營」なるものは、いはゞ例外的存在であり、また地域的にも限定されてゐる。そこでいまこれを除き、右のうちの中・小經營についてその耕地面積別に、家族労働と雇傭労働との關係について集計してみれば次のやうな結果が得られる。

耕地面積の廣狹別に見た家族労働と雇傭労働との關係 (1)

調査戸数	平均耕作面積	家族農業従業者数	家族労働		雇傭労働		總労働日数	
			人	日	人	日	人	日
町	0.5以下	1	1	1	0	0	1	1
町	0.5-1.0	1	1	1	0	0	1	1
町	1.0-1.5	1	1	1	0	0	1	1
町	1.5-2.0	1	1	1	0	0	1	1
町	2.0-2.5	1	1	1	0	0	1	1
町	2.5-3.0	1	1	1	0	0	1	1
町	3.0-3.5	1	1	1	0	0	1	1
町	3.5-4.0	1	1	1	0	0	1	1
町	4.0-4.5	1	1	1	0	0	1	1
町	4.5-5.0	1	1	1	0	0	1	1
町	5.0-5.5	1	1	1	0	0	1	1
町	5.5-6.0	1	1	1	0	0	1	1
町	6.0-6.5	1	1	1	0	0	1	1
町	6.5-7.0	1	1	1	0	0	1	1
町	7.0-7.5	1	1	1	0	0	1	1
町	7.5-8.0	1	1	1	0	0	1	1
町	8.0-8.5	1	1	1	0	0	1	1
町	8.5-9.0	1	1	1	0	0	1	1
町	9.0-9.5	1	1	1	0	0	1	1
町	9.5-10.0	1	1	1	0	0	1	1
町	10.0-10.5	1	1	1	0	0	1	1
町	10.5-11.0	1	1	1	0	0	1	1
町	11.0-11.5	1	1	1	0	0	1	1
町	11.5-12.0	1	1	1	0	0	1	1
町	12.0-12.5	1	1	1	0	0	1	1
町	12.5-13.0	1	1	1	0	0	1	1
町	13.0-13.5	1	1	1	0	0	1	1
町	13.5-14.0	1	1	1	0	0	1	1
町	14.0-14.5	1	1	1	0	0	1	1
町	14.5-15.0	1	1	1	0	0	1	1
町	15.0-15.5	1	1	1	0	0	1	1
町	15.5-16.0	1	1	1	0	0	1	1
町	16.0-16.5	1	1	1	0	0	1	1
町	16.5-17.0	1	1	1	0	0	1	1
町	17.0-17.5	1	1	1	0	0	1	1
町	17.5-18.0	1	1	1	0	0	1	1
町	18.0-18.5	1	1	1	0	0	1	1
町	18.5-19.0	1	1	1	0	0	1	1
町	19.0-19.5	1	1	1	0	0	1	1
町	19.5-20.0	1	1	1	0	0	1	1
町	20.0以上	1	1	1	0	0	1	1

ある。そしてこれはわが國の農業技術が主として手の労働に依存してゐることを示す以外のものではない。しかしながら、たとへ等しい耕地面積をもつ農業經營であつても、それが水田經營を主とするか、畑作にその中心がおかれるか、また畑作であつても麥類、食用作物等が作付されるか、あるひは蔬菜、果樹等が栽培されるかに従つて、必要とされる労働量は當然異なつてこなければならぬ。以上の二つの事柄はこれ等の事情が考察されるべきことを豫示するものであらう。

右の表に於いてとられた五反乃至一町歩經營は二戸にすぎないが、そのうち一戸は裏作をも含めて、水稻三反二畝五歩、蔬菜二反四畝二八歩、果樹四反八畝一歩を主要な栽培作物とし、また他の一戸は同様に水稻五反七畝九歩、裏作としての小麥、大裸麥の外、二反九畝二七歩の蔬菜、ならびに八畝一四歩の果樹を栽培する、きはめて集約的な經營である。それがこの經營をして雇傭労働とくに「臨時雇」の割合を大ならしめてゐる所以であると思はれる。これがまた、この經營に於ける異常に大きな反當労働日数となつて示されたところでもあらう。

一方四町歩以上の經營は七戸が調査対象とされてゐるが、このうちには二つの形態がふくまれてゐると考へられる。一つは普通畑に中心をおき、麥類、大小豆、その他の穀類を主要な作付作物とする、きはめて粗放的な經營と、他の一つは水稻を中心的な作物とするか、または甘藷のやうなその地帯に特殊な商品化を目指した作物を栽培するか、何れにしても高度の商品性をともなつた所謂「商業的農業」である。この二つの形態は農業經營としては全く範疇を異にするものとして、はつきり區別せられなければならないであらう。そこで、この二つの形態について、労働組織を對比してみれば次のやうな特質がみられる。即ち一般に前者では一戸當りの經營面積も、家族従業者数も多く、たの補充としては年雇か「ゆひ」労働が主として用ひられてゐるのに對して、「手傳」の總労働日数中に占める

四町歩以上の經營に於ける雇傭労働と家族労働

戸数	家族従業者数	年雇人数	總労働日数	家族労働日数	雇傭労働日数	年雇日数	臨時雇日数	手傳日数	反當労働日数	
A	3	6.0	0.7	1,585.13	1,206.33	298.80	215.20	34.83	48.77	28.0
B	4	4.8	0.8	1,668.33	1,318.32	350.01	254.98	77.58	17.45	39.4

同上の割合

	總労働日数に對する割合			雇傭労働總日数に對する割合			
	雇傭労働總計	年雇	臨時雇	手傳	年雇	臨時雇	手傳
A	% 18.85	% 13.58	% 2.20	% 3.07	% 72.02	% 11.66	% 16.32
B	20.98	15.28	4.65	1.05	72.85	22.17	4.99

割合は他の何れ經營よりもはるかに高い、商業的經營に於いては雇傭労働に依存する割合が高く、それも年雇については臨時雇が中心的な位置を占めるに至つてゐる。たゞこの兩者のいつれに於いても雇傭労働の總農業労働に對する割合は、四町歩以下耕作農家に比べて低い、これは、耕作面積がある限度をこえればその經營を粗放化するかあるひは機械の導入または労働組織の合理化によつて雇傭労働の排除がはかられてゐるかのいつれかをあらはすものであらう。そしてさきにあげた耕地面積の廣狹別にみた雇傭労働の割合も、このやうな經營組織の種々なる形をふくめて、當然理解されるべきであつたのである。

以上からするならば、經營方式の如何ならびにその作業慣行は家族労働と雇傭労働との關係に影響を及ぼすも一つの要因であるといへよう。昭和六年度「農家經濟調査別表」によつて集計した農業組織別にみた雇傭労働の状態は次のやうになつてゐる。

農業經營に於ける家族労働と雇傭労働

經營組織別にみた家族労働と雇傭労働

調査戸数	家族農業従業者数	總労働時間中に占むる雇傭労働の割合	一戸當り雇傭労働時間				
			年雇	季節雇	日雇	手傳人	計
稲作經營	八六	二・八八	一・七九	三・七	三・七	三・七	一三・八六
稻作を主とし養蠶を營む	二五	三・〇	二・八	一三・八	二・七	一〇・二	二九・五
普通畑經營	五	二・〇	〇・三〇	—	—	—	三・三〇
普通畑を主とし養蠶を營む	一五	三・六	三・六	一九・八	—	—	二七・〇
稻作及普通畑	六	二・四	三・九二	—	—	—	三・〇
稻作及普通畑に養蠶を營む	一六	二・八〇	一・五	—	—	—	四・三〇
蔬菜栽培	五	二・〇〇	一九・〇〇	一・四四・八	—	—	二一・四四・八
稻作を主とし蔬菜栽培を營む	七	三・四四	〇・三	—	—	—	三・七四
養畜を主とす	一	二・五〇	〇・五九	—	—	—	三・〇九
蔬菜栽培と養蠶	一	二・四〇	—	—	—	—	二・四〇
總計 (平均)	二七	二・五	三・三	九・三	一・〇	三・〇	一七・六

これによれば、その經營の保有家族数、家族中農業従業者数も考慮されなければならないことは勿論であるが、蔬菜栽培が雇傭労働に依存する割合が最も大きい。そして、この調査にとられた限りでは家族農業従業者数が少ないことと、關聯して、家族労働の恒常的補充として年雇労働が著しい高さを占めてゐること、また季節的な繁閑が

主として日雇労働によつて補はれてゐることが注意されねばならない。これは、ついで雇傭労働の割合の高い稻作及び普通畑經營が「手傳人」に依存することのほかに多いことと對照されるべきところであらう。一般的にいつて、年雇は比較的粗放な、従つて家族の保有量に對して比較的經營面積の大きな稻作中心の經營か、普通畑經營に特徴的である。そして「手傳人」がこゝでは季節的補充として比較的高い割合を占めてゐる。これに對して日雇、季節雇は、とくに養蠶に於いて著しい。この點はさきに「農家經濟調査報告」に於ける自小作別にみた農業労働の構成を考察した際に指摘した結論と一致するところである。

以上に於いて、雇傭労働がいかなる農作業に主として用ひられるかが大體推測されるであらう。前掲日本労働科學研究所が山形縣飽海郡北平田村について調査したところによれば、この調査戸数三九六戸のうち、小作農に於いては五反以下二%、五反以上一〇%、一町以上二六%、二町以上五一%、三町以上五六%、四町以上七六%、五町以上八八%が、自小作農では一町以上の層も一〇%が、日雇乃至は季節雇を雇ひ入れてゐるが、それを作業別にみれば、田植作業に最も多く、男九二四、女一、一〇九、計一、〇三四に及んでをり、稻の收穫作業がこれについて、男八九〇、女六七五、計一、五六五日となつてゐる。また除草作業には男四〇八、女四二二、計八三一日、その他の作業、男四八六、女二五五、計七二三日である。田植作業のための雇ひ入れには女が多く、收穫作業には男が多いのは、その作業の性質にもとづくものである。(前掲「農業労働調査報告」二〇、四一—四三、五頁)。これを耕作面積の規模別にみれば、耕作面積の大きい程雇傭労働の雇ひ入れ日数が多くなることは當然であるが、その雇ひ入れ戸数の分布の形態に於いて田植作業と收穫作業とがほぼ同様の形をとつてゐるにもかゝらず、稻收

ては雇傭労働は五、六、七月と九、十月とに分散してゐるが(五月一五・五〇日、六月一六・五四日、七月二・六七日、九月四・三六日、十月二七・〇〇日)、その大部分は養蠶のための(養蠶の雇傭労働日数は四九・五〇日である)、その他は稲作と麦作(一一・一八日)ならびにきはめて僅かの養畜のための雇傭労働の入れである。稲作の七月(二・六七日)、麦作の六月(六・七五日)の雇傭入れが稲の挿秧、麦の收穫のためであることは前者と同様である。養蠶の雇傭労働は五、六月、九、十月、とくに五月(一三・二三日)と十月(二五・六〇日)に集中してゐるが、それは勿論春蠶および秋蠶の上簇のためである。農家Cでは六月(八・八日)、七月(五・四日)、および十二月(一・三日)に雇傭労働が雇ひ入れられてゐるが、その大部分は六、七月の稲作に於けるものである。稲作のための雇傭労働は六、七月に集中し、一一・七日を占めてゐる。また農家Dでは六月(一・六日)と九、十、十一月(それぞれ二・一日、三・〇日、一・〇日)に稲作およびその裏作のために雇傭労働を使用してゐるが、その大部分(四・六日)は稲作のために雇ひ入れられたものである。稲作の六、九、十、十一月のうち、六月は挿秧の時期であり、九月乃至十一月は刈取および脱穀調整の時期である。そして麦作のために雇傭労働の雇ひ入れられてゐる十月(二・〇日)には、麦作では稲の刈取直後つゞいて整地作業が行はれる。

* なお、宮崎新一氏稿「我國農業に於ける雇傭労働」(帝國農會報「三」の一、昭和十六年十一月)七二―七八頁参照。

以上の諸資料からするならば、家族労働の恒常的な補足と考へられる年雇労働を別とすれば、第一に、雇傭労働に依存する農作業は一定のしかも比較的短い期間に固定し、その作業時期の移動分散の困難な農作業である。稲作に於ける挿秧、刈取、麦作に於ける刈取整地、養蠶のための諸作業がこれに屬する。第二に、それ等の作業は主として手の労働に依存してゐることである。われわれはその最も典型的な例を挿秧作業にみる事が出来るであらう。

そしてこのやうな諸作業はそれが手の労働に依存してゐるが故に、所謂農繁期を構成してゐたのである。それが手の労働を中心として集約化される限り、他の農作業に於ける技術の發達もそれに制約されざるを得ない。經營耕地面積の大きさが、挿秧作業のための勞力確保の限界にその一つの限度をもつてゐることはその一つの表現である。そして、わが國の農業經營に於いて占める雇傭労働の割合はきはめて低いけれども、農業經營の支柱として、以上のやうな意義をもつものであつた。

三

雇傭労働のうち年雇が主として家族農業者の恒常的な補足であり、所謂「手傳人」として表現されてゐた「ゆひ」労働をも含めて、季節雇、日雇等が主として農繁期に於ける補足的労働としての意義をもつものであるとするならば、一般的にいつて年雇をもつ農業經營が家族の農業労働能力に對して比較的大きな經營面積をもつ、いはゞ生産の低い經營と考へられるといふことと相俟つて、年雇と、季節雇、日雇とは、等しく雇傭労働であつても、その性質に於いて多少異なるものがあるやうに思はれる。(なほこゝで「手傳人」は、それを「ゆひ」とすれば、嚴密な意味での雇傭労働とはいへない。拙稿「農業労働に於ける協同組織」(三山學會雜誌「三」の一、昭和八年二月)参照。いま帝國農會の「農業經營調査書」によつて、地區別に雇傭労働の構成を算出してみれば、年雇労働の東北日本の臨時雇労働(季節雇、日雇)の西南日本の地域性がほゞ推論されよう。勿論こゝで年雇の東北日本の地域性といつても、この地域ではその他の雇傭労働が全く用ひられないか、あるひはきはめて少いといふのでない。年雇労働が家族労働の恒常的な補足として雇傭されるといふところに大きな意味があるので、その限り、農繁期労働のためには臨時雇なり「手傳人」なりが用ひられてゐるのは當然である。しかもとくに年雇労働に依存することの大きな農業經營

地區別に見た雇傭労働の構成

A. 中經營

	東北	關東	北陸	東海	近畿	中國	四國	九州
調査戸數	11	11	6	5	5	7	3	11
家族労働の割合	71.5%	86.3%	91.8%	80.2%	90.6%	93.6%	90.1%	78.5%
年雇の割合	13.1%	9.7%	5.9%	10.4%	—	—	6.4%	15.8%
臨時雇の割合	13.8%	3.5%	1.5%	7.0%	8.5%	5.8%	3.0%	3.6%
手傳人の割合	1.6%	0.5%	0.8%	2.4%	0.9%	0.6%	0.5%	2.1%

B. 小經營

	東北	關東	北陸	東海	近畿	中國	四國	九州
調査戸數	5	12	3	11	13	8	7	9
家族労働の割合	84.0%	92.9%	98.9%	95.6%	95.6%	95.3%	98.6%	94.1%
年雇の割合	3.8%	2.4%	—	—	—	—	—	3.2%
臨時雇の割合	10.8%	3.6%	0.2%	4.1%	3.3%	4.2%	0.7%	1.3%
手傳人の割合	1.4%	1.1%	0.9%	0.3%	1.1%	0.5%	0.7%	1.4%

[昭和十四年度帝國農會「農業經營調査書」個人別農業經營調査成績より集計算出。]

では、當然家族労働の占める割合はすくなく、その地方の農業技術の相対的な低さと相まつて臨時雇なり「手傳人」なりに依存する割合も大きいといはねばならない。この帝國農會の調査対象とされた農業經營に關する限りでは、近畿區、中國區の農業經營に於いては年雇は用ひられてゐない。

* 前掲「事變下我が國農家の概観」三一、二七頁参照。

ところで、從來わが國の農業經營を考察するに當つて、所謂近畿型と東亞型との對比が一般に行はれたところであつた。この二つの型を農業經營の形態といふ面からみるならば、一般的にいつて、それぞれの型を地域的に代表する東北地方の農業經營面積は近畿地方のそれに比

して大きく、また發展の傾向からすれば、東北地方は一町乃至三町歩耕作農家の、近畿地方は一町未満の經營の増加といふ傾向がみられるやうに思はれる。昭和十六年度の調査によれば、一町乃至三町歩農家は東北地方では三町歩未満農家の約半數を占め、關東、北陸、九州と次第に一町歩以下の農家が多くなり、近畿では七八%といふ數字を示してゐる。(前掲「事變下我が國農家の概観」二五頁)。また、自小作の別からすれば、近畿、中國、四國、九州は比較的自作農が多く、關東、東北(とくに宮城、秋田、山形等)、北陸では小作農乃至自作農が多い(たゞ岩手のみは逆に自作農が多い)。(同上二二三頁)。そして以上からするならば、(一)東北、關東、北陸等に於いては土地所有の形態は比較的大きく、それが一方では地主自作的な經營を營んでゐるものがかなり多いと同時に、その周圍に多くの小作農をもつてゐるといふ形がみられ、これに對して近畿、中國等では土地所有の形態は一般に小さく、且つ所有と經營とが一致するといふ傾向がみられるといふこと、(二)また前者では一戸當りの經營面積の大きいことからして低い労働生産性の上に比較的單純な經營内容をもつた農業組織が營まれてをり、且つ、一町乃至三町歩農業經營の増加は、農業技術の發達にもなつての一町未満の農業經營の上昇傾向とならんで、より大きな農業經營の集約化傾向、とくに自作地主の形態への自作農の分化傾向を示すものと考へられるのに對して、後者では集約的な經營様式がその經營面積を相対的に小ならしめてゐる(これ等の地方では一町未満の經營でもなほ高度の集約化による專業農家として存続し得るものがあると推測される)と同時に、一町未満經營が増加し、一町以上經營が減少する傾向にあるといふことからして、一方では兼業農家の増加、乃至は農業からの脱落の傾向はとくにこれ等の地方に於いて著しいものがあるやうに思はれる。これ等の農業經營の發展の諸傾向は、要するにこれ等の農業經營のおかれてゐる諸條件、即ち、近畿地方その他では農業經營の循環がたえず都市を中心とする近代の經濟

發展との關聯に於いて營まれ、従つてそれを通じて土地所有ならびに農業の經營形態、經營内容の分化、展がみられたのに對して、東北地方その他では農業經營の循環は限定されたせまい範圍で行はれ、従つて高度の商業的農業形態への發展が土地所有の面に於いても、また農業經營の面に於いても前者と對蹠的な形態をとらざるを得なかつたことにもとづくものであらう。そして年雇が東北日本のな地域性をもつものとするならば、それはこのやうな形態をもつた經營と結びついたものであつた。その限りに於いて、それはそのうちに所謂「作男」的關係を多分にもつてをり、また現實に「作男」關係から轉化したものであつた。***

* 昭和十六年の夏期調査では、その大部分が自作地主のみなし得る「貸付耕地一町歩以上の土地所有者にして農業を營むもの」についての調査が行はれてゐるがその割合の大なる府縣、ならびに小なる府縣をあげれば次の如くである。

大なる府縣		小なる府縣	
府縣	%	府縣	%
城山	9.8	崎島	1.3
富山	5.6	長廣	1.7
富山	5.1	大田	1.9
福井	5.1	山和	2.0
玉城	4.9	山和	2.1
城	4.6	媛	2.1
湯形	4.4	梨島	2.1
形木	4.3	知	2.2
取川	4.1	重良	2.2
川	3.9	川	2.4
知	3.6	兵	2.4
森	3.5	岡	2.4
	3.5	東	2.5
	3.3		2.5

** 拙稿「東北地方に於ける年雇の労働形態」(三田學會雜誌三一の一、昭和十二年十一月)および「宮城縣に於ける『はまも田』慣行について」(歴史と生活六の一、三、四、昭和十八年一月、七月)参照。

四

このやうな雇傭労働はどのやうな農業經營(またはその他の職業)から提供されてゐるのであらうか、いひかへれば、このやうな雇傭労働を通じて農業經營はその外圍とどのやうに結びつてゐるのであらうか。

昭和十六年度夏期調査の結果によれば、雇傭労働兼業農家は兼業農家の二七・三%を占めてゐるが、農業を主とする第一種兼業農家の一〇・五%、農業を従とする第二種兼業農家の七・二%が農業季節雇、日雇を、また第一種兼業農家の一・九%、第二種兼業農家の一・四%が年雇を兼業としてゐる。そしてその分布は勿論これ等の雇傭労働に依存することの多い東北區が上位を占め、近畿、中國、四國等に於いてはその割合は概して少い。そしてこれはまたこれ等の地方に於ける兼業農家とくに雇傭労働兼業農家の性格を物語るものであらう。

農業雇労働農家の多い府縣

府縣	農業雇労働に對する割合	年雇労働に對する割合	日雇労働に對する割合	季節労働に對する割合	府縣	農業雇労働に對する割合	年雇労働に對する割合	日雇労働に對する割合	季節労働に對する割合
宮城	32.5	7.1	19.6	19.6	形城	6.1	19.6	19.6	19.6
山形	24.7	5.7	18.5	18.5	宮城	3.3	18.5	18.5	18.5
秋田	20.1	5.1	13.8	13.8	長野	3.2	13.8	13.8	13.8
岩手	19.0	4.8	12.9	12.9	手田	2.9	12.9	12.9	12.9
福島	16.0	4.8	12.9	12.9	島	2.7	12.9	12.9	12.9
千葉	14.8	3.7	11.6	11.6	島	2.5	11.6	11.6	11.6
茨城	14.5	3.0	11.5	11.5	島	2.5	11.5	11.5	11.5
野木	14.5	2.9	11.5	11.5	島	2.4	11.5	11.5	11.5
木城	13.6	2.9	11.0	11.0	島	2.4	11.0	11.0	11.0
茨城	13.5	2.9	10.4	10.4	島	2.0	10.4	10.4	10.4
全	10.5	1.9	2.2	2.2	島	1.9	2.2	2.2	2.2
					全	1.4	2.2	2.2	2.2

[同調査18頁。なほ農業日雇季節雇兼業農家總数は第一種兼業農家101,938戸、第二種兼業農家 38,476戸、農業年雇兼業農家はそれぞれ18,738戸、7,448戸である。]

また前掲日本労働科學研究所によつて調査された山形縣飽海郡北平田村の調査結果によれば、雇傭労働の被傭関係は次の如くである。

一、年雇。年雇の雇傭は耕作面積の大きな、また自作農經營雇傭戸数が多く(雇ひ入れ戸数の割合は三町歩以上八〇%、四町歩以上八七%、五町歩以上九〇%である)。また一戸當りの雇傭数も多い。この雇傭に對して、被傭は耕作面積の小さな、また小作農經營被傭戸数が多く、一戸當りの被傭人数も多い。被傭戸数の割合は二一三町二八%、一―二町三七%、五反―一町六八%、五反以下九三%となつてゐる。即ち、こゝでは農家經濟に於ける過剩勞力は他の農業經營への勞働力の提供といふ形で對象化される場合がきはめて多いのである。村全體では年雇の雇傭戸数七一戸、雇傭人数二二六人に對して、被傭戸数九五戸、被傭人数一三〇人であつて、差引四人は他村へやとはれてゐるわけである。また雇傭戸数より被傭戸数のはるかに多いことは小數の耕作面積の大きな自作農乃至自作農へ、多數の耕地面積の小さな小自作農乃至小作農が從屬してゐることを示すものであらう。

二、季節雇、及び日雇。季節雇乃至日雇の雇傭關係については上述したところである。總數についてみれば、一八五戸によつて雇傭延日數五、六二日、一戸平均三三日となつてゐる。これ等の被傭關係は被傭延日數雇傭戸數からみれば、耕作面積の小さな程、また自作より小作へ向ふ程被傭戸數が多く、また被傭日數も大きい。農繁期に季節雇または日雇として雇はれる戸數は合計六九戸で、その内譯は自作雇にみれば小作農四五戸、自作農一戸、自作農一戸、また農業外の職業を主業とするもの八戸、農業労働者一四戸、このうち被傭日數に關する計算の不明なもの八戸があるのでそれを除いて被傭日數を計算すれば、一戸當りの被傭日數は小作農六三日、自作農二〇日、自作農四〇日、農業外の職業を主業とするもの一五一日、農業労働者一七八日、平均九五日、總延日數六、〇八〇

日となる。即ちこゝでは被傭日數の不明な五戸を除いても、その被傭日數の若干は村外へ働きに出てゐるわけであるが、主として農業被傭労働に従事するものでもその被傭日數は一年の二分一以下であることは注目されねばならない點であらう。

北平田村に於ける農繁期被傭労働

地主の職業	町										合計	
	町	町	町	町	町	町	町	町	町	町		
農業外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被傭戸數	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
被傭人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
總戸數に對する割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
一戸當り被傭人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

〔前掲「農業労働調査所報告」一八頁より算出作表。*被傭日數不明の三戸は除かれてゐる。**被傭日數不明の二戸は除かれてゐる。従つて合計に於いて五戸が除かれてゐることになる。〕

たゞ右の資料では雇傭農家と被傭農家とを結びつける直接の紐帯は何であるかは明らかにされてゐない。しかし帝國農會編「勞力調整より見たる部落團體の分析」に於いて調査對象とされた秋田縣平鹿郡旭村塚堀その他の事例は、これ等の雇傭關係と地主小作關係、血縁關係乃至は地縁關係との並行關係を指摘してゐる。勿論これをもつて

全般を推すことは出来ないし、またこれ等の關係も血縁的な關係から地縁的な關係への移行が一般的な傾向としてみられるであらう。しかも、このやうな紐帯とならんで、季節雇乃至は日雇労働が、勿論純然たる農業労働者によつて提供される場合もあるけれども、その多くは經營面積の小さい農業經營に於ける家計補充的な、所謂過剩勞力の對象化として行はれてゐるといふところに、とくにその勞賃關係を通じて示される、農業雇傭労働の性質がうかがはれるのである。

流動性選擇説と信用需要供給説

千種義人

流動性選擇説と信用需要供給説が二者擇一的利子理論であるかどうかは、最近の利子論争の中心の問題であつた。この論争の種が、他の多くのそののやうに、ケインズの「雇傭利子及び貨幣の一般理論」の中に蒔かれたことは云ふまでもない。彼はその著において古典的利子率論を覆して、流動性選擇説と呼ばれる新利子率論を展開したのである。この新説は經濟理論の分野に大旋風を捲き起し、その後數年間といふもの、この旋風はあらゆる理論經濟學者を捲込んでしまつた。然しこの旋風も次第に増大する抵抗に遭遇して、時代では全く中和されてしまつた。その抵抗となつたのは信用需要供給説又は貸付資金需要供給説と呼ばれるものである。一群の理論家、即ちオーリン、ロバートソン及びヒックス等はケインズ利子率論に對する批判を進めて行く中に、古典的利子率論を包攝するやうな一つの利子率論を構成した。そしてかゝる利子率論はケインズ説と矛盾するものではなく、それとは二者擇一的であると主張するに至つたのである。ケインズは最初の中こそ、「二つの理論は相互に根本的に對立する」と云ひ、自説の獨自性を固執し続けたのであるが、信用需要供給説に對する理解を重ねて行く中に、次第に讓歩を示すに至つた。かくしてケインズ旋風がおさまると共に、利子率理論は「一般理論」における利子率理論を越へて、より高度のもの